

令和8年度 「小学校学力経年調査に基づく学習支援事業」
における学習教材データ配信業務委託落札者決
定基準

(大阪市教育委員会)

○ 落札者決定基準

大阪市が総合評価一般競争入札方式で発注する令和8年度「小学校学力経年調査に基づく学習支援事業」における学習教材データ配信業務委託に係る落札者決定基準を次のとおり定める。

1 落札者決定基準

(1) 総合評価点

技術評価点と価格評価点の合計点である総合評価点は400点満点とし、その内訳は、技術評価点240点、価格評価点160点とする。

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法については、次に掲げる要件全てに該当する応札者のうち、2により算出された総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア) 価格点の基となる入札価格が、予定価格以下であること。

(イ) 提出された提案書に基づく技術評価点の獲得点が、技術評価点全体の5割(120点)以上であること。

イ 応札者のうち、総合評価点の最高得点が2者以上において同点である場合は、そのうち価格評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、価格評価点についても2者以上において同点の場合は、そのうち入札価格が最も低い者を落札者とする。

2 総合評価点の算出

総合評価点の基となる技術評価点及び価格評価点の算出については、次のとおりとする。

(1) 技術評価点の算出

ア 提案書の作成

応札者は、別添「令和8年度『小学校学力経年調査に基づく学習支援事業』における学習教材データ配信業務委託提案書作成要領」に基づき提案書を作成し提出するものとする。

イ 提案書の評価方法

提案書の記載事項が本業務の趣旨に合致し、かつ本業務実施の観点からみて内容が優れているかどうかを評価する。

各技術評価項目の評価基準は、別添「令和8年度『小学校学力経年調査に基づく

『学習支援事業』における学習教材データ配信業務委託評価基準」によるものとする。
ウ 各企画提案の評価および点数については、外部有識者の意見を集約し、選定会議で決定する。

評価指標を5段階に設定している項目では、5段階とする。

優秀	非常に高いレベルの提案
やや優秀	標準を超える高いレベルの提案
普通	標準的レベルの提案
やや劣る	低いレベルの提案
劣る	記載がない、著しく低いレベルの提案

(2) 価格評価点の算出

価格評価点は、本業務の入札価格に応じて次の方法により点数化するものとする。
なお、価格評価点は小数第3位を四捨五入するものとする。

価格評価点 = $160 \text{点} \times (1 - \text{入札書記載金額} / \text{予定価格})$ ※

※ 入札書記載金額、予定価格はともに税抜の価格とする。